超伝導岩石磁力計	114,675千円	114,675千円
電子ジャーナル　ScienceDirectの利用	48,645千円	48,645千円
茨城大学（津田）教育学部附属特別支援学校校舎改修設備設計業務	15,180千円	15,180千円
茨城大学（阿見町）実験研究棟改修（Ⅰ期）設備設計業務	22,000千円	22,000千円

6　金融商品に関する事項

⑴　金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については、預金、国債及び政府保証債等に限定し、国立大学法人法第35条の２により準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づいている。

未収債権等に係る相手方の信用リスクは、債権管理事務取扱規程に沿ってリスク低減を図っている。

資金調達については国立大学法人法第31条に基づき文部科学大臣より認可される資金計画に従い効率的に行っている。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	341,136千円	330,932千円	△10,204千円
⑵　長期借入金	(183,514千円)	(185,514千円)	△2,000千円
⑶　リース債務	(622,784千円)	(605,041千円)	17,742千円

（注１）　負債に計上されているものは、(　) で示している。

（注２）　上記には、新株予約権（貸借対照表価額０千円）が含まれていない。

（注３）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

⑴　有価証券及び投資有価証券

投資有価証券（社債）の時価については取引金融機関から提示された時価情報による。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類している。

⑵　長期借入金、リース債務

期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類している。

7　賃貸等不動産に関する事項

本学は、学生寄宿舎及び国際交流会館等の賃貸等不動産を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
2,642,015千円	△75,499千円	2,566,516千円	2,665,470千円

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

（注２）　当期増減額は、減価償却による減少額である。

（注３）　当期末の時価は、土地部分については固定資産税評価額に基づき算出した市場価額、建物については適正な帳簿価額による。

また、賃貸等不動産に関する令和７年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりである。

賃　貸　収　益	賃　貸　費　用	その他（売却損益等）
66,095千円	128,980（51,784）千円	―

（注）　「賃貸費用」の（　）は減価償却相当額であり、内数である。

8　資産除去債務に関する事項

該当なし。

9　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

Ⅰ　業務費用	
⑴　損益計算書上の費用	13,841,529千円
⑵　（控除）自己収入等	△6,402,502千円
業務費用合計	7,439,026千円
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等	806,088千円
Ⅲ　機会費用	
政府出資の機会費用	501,379千円
Ⅳ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	8,746,495千円

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算している。

10　重要な後発事象

該当なし。